

名古屋第4地方合同庁舎 【官庁営繕事業】

説明資料 (再評価)

令和7年10月10日
中部地方整備局 営繕部



1. 事業概要

計画概要

事業スケジュール(事業の進捗の見込みの視点)

2. 事業の必要性等に関する視点

2-1. 事業計画の必要性

2-2. 事業計画の合理性

2-3. 事業計画の効果

3. 対応方針(原案)

1. 事業概要

■ 計画概要

名古屋市三の丸地区に所在する中部経済産業総合庁舎及び名古屋農林総合庁舎は、いずれも老朽化による不具合が生じており、また、災害応急対策活動に必要な耐震性能を有していない。

本計画は、上記の問題を解消するため、旧名古屋貯金事務センター敷地に名古屋第4地方合同庁舎として集約建替を行うものである。

なお、新庁舎の整備は、名古屋市の公園整備構想エリア内にある東海農政局の早期移転により、地域に貢献するものである。また、名古屋市における一団地の官公庁施設区域内に整備されることにより、まちづくりへ寄与するとともに、災害への対応拠点として地域防災に貢献するものとなる。



現 中部経済産業総合庁舎



現 名古屋農林総合庁舎

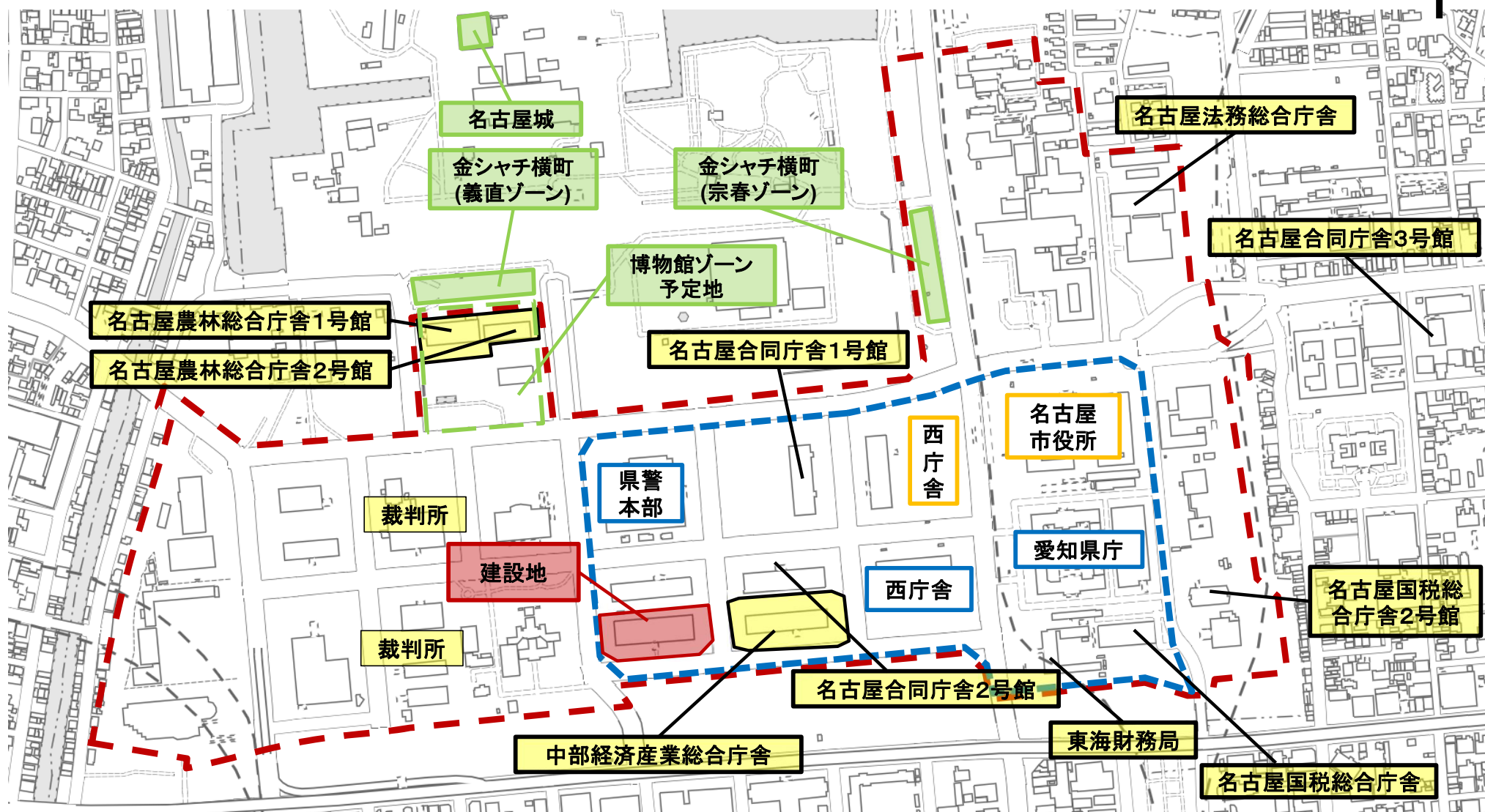
1. 事業概要

■ 位置（愛知県名古屋市）



1. 事業概要

名城郭内区画



地図出典：国土地理院ウェブサイト.<https://www.gsi.go.jp/tizu-kutyu.html>

1. 事業概要



1. 事業概要

■事業スケジュール(事業の進捗の見込みの視点)

- ・前回の再評価(令和2年度)から5年が経過したため、再評価を行う。
- ・埋蔵文化財(※設計業務に含まれる)の追加調査により、当初の計画から約3か月の工期延期となった。
(引き渡し予定日:令和7年12月25日→令和8年3月20日)
- ・建設業務は終盤を迎えており、今年度末に完了する見込み。今後も事業進捗について問題はない。

	令和元年度 2019年度				令和2年度 2020年度				令和3年度 2021年度				令和4年度 2022年度				令和5年度 2023年度				令和6年度 2024年度				令和7年度 2025年度			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
事業評価		● 新規採択時評価 (8/2)				● 再評価(7/27)																				● 今回評価		
整備事業 (当初)																												
整備事業 (見直し後)																												

2-1. 事業計画の必要性 ~評点の算出~

(1) 評点の算出

○各官署の評点の算出

①老朽、②狭あい、③借用返還、④分散、⑤地域連携、⑥立地条件の不良、⑦防災機能に係る施設の不備、⑧施設の不備及び⑨法令等の項目で評価を行う。

○各官署の評点の面積加重平均の算出 **【組織改編により「分散」の点数が変更】**

入居予定官署	各官署の評点 (A)	計画面積(専有) 割合(B)	(A) × (B)
中部経済産業局	112点⇒104点	25.7%	26.7点
中部近畿産業保安監督部	104点	4.8%	5.0点
中部地方環境事務所	118点	7.5%	8.9点
東海農政局(安田庁舎分含む)	112点	48.2%	54.0点
中部地方整備局 港湾空港関係	109点	13.8%	15.0点
各官署の評点の面積加重平均($\Sigma((A) \times (B))$)			109.6点

○事業計画の必要性の評点 : 129点 ≥ 100点 **【100点以上】**

各官署の評点の面積加重平均($\Sigma((A) \times (B))$)	109点
合同庁舎計画に基づくもの(加算)	10点
特定国有財産整備計画に基づくもの(加算)	10点
合計(事業計画の必要性の評点)	129点 ≥ 100点

2-2. 事業計画の合理性

○ 事業案と同等性能が確保できる代替案(建替・増築・賃借)との経済比較※を行う。

※建設費のほか完成後50年間の光熱水費、維持管理・修繕費を算出し、現在価値化したコスト総額で比較

○ 事業計画の合理性の評点 : 100 点

【事業案の方が経済的であり評点に変更はない】

事業案	コスト総額 23,390百万円	代替案	コスト総額 27,332百万円
農政局 農林総合 ① 農林総合 2号館 ① 安田庁舎 ①' 中部地整 丸の内庁舎 ⑤ 民借 移転 ①移転 ①'移転 ②③④移転 集約建替 新合同庁舎 (I類) ①①'②③④⑤ 旧 貯金事務センター敷地 経産総合(Ⅲ類) 経産総合敷地 <凡例> 緑色 耐震未達		農政局 農林総合 ① 農林総合 2号館 ① 安田庁舎 ①' 中部地整 丸の内庁舎 ⑤ 民借 ③賃借継続 ②現庁舎改修・増築 移転 移転 新合同庁舎 (I類) ①②③④ 経産総合(Ⅲ類) ②③④ 経産総合敷地 (経産総合とりこわし) <当初計画案> ①集約建替	
【凡例】 ① ①' 東海農政局[農林総合、農林総合2号館、安田庁舎](約13,000㎡) ② 中部経済産業局[経産総合](約6,400㎡) ③ 中部近畿産業保安監督部[経産総合](1,200㎡) ④ 中部地方環境事務所[経産総合](約1,900㎡) ⑤ 中部地方整備局 港湾空港関係[民借](約3,300㎡)		【代替案の概要】 ① 経産総合・農林総合 → 新合同庁舎として集約建替(当初計画案) ② 東海農政局(安田庁舎) → 現庁舎を改修・増築 賃借可能なI類施設がないことから、現庁舎を改修・増築とする。 ③ 中部地方整備局 港湾空港関係(丸の内庁舎) → 賃借継続 建替・増築スペースがないことから、現状のまま継続して賃借とする。	

2-3. 事業計画の効果 ～業務を行うための基本機能【B1】～

○事業計画の効果（B1：業務を行うための基本機能）の評点： **133点** ≥ 100点

【用地取得により点数が変更】

分 類	項 目	係 数	評価の根拠
イ 位 置	① 用地の取得・借用	1.0 ⇒1.1	用地を取得できる具体的な見込がある →国有地に建設されている
	② 災害防止・環境保全	1.1	自然的条件からみて災害防止・環境保全上 良好な状態である
	③ アクセスの確保	1.1	施設へのアクセスは良好である
	④ 都市計画その他の土地利用に関する 計画との整合性	1.0	都市計画その他の土地利用に関する計画と 整合している
	⑤ 敷地形状等	1.0	敷地形状及び接道状況が適切
イ ①×②×③×④×⑤ 計		1.33	
ロ 規 模	① 建築物の規模	1.0	業務内容等に応じ、適切な規模を設定
	② 敷地の規模	1.0	建築物の規模及び業務内容等に応じ、適切 な規模を設定
ロ ①×② 計		1.0	
ハ 構 造	機能性（業務を行うための基本機能）	1.0	執務に必要な空間及び機能が適切に確保さ れる見込み
ハ 計		1.0	
事業計画の効果の評点 イ×ロ×ハ×100		133点	

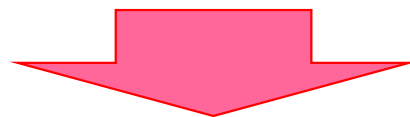
2-3. 事業計画の効果 ～施策に基づく付加機能の評価【B2】～

○事業計画の効果（B2：施策に基づく付加機能） **【変更なし】**

分類	評価項目	確保する性能の水準	主な計画内容及び期待できる効果
社会性	地域性	官庁施設の基本的性能基準に基づき、地域の特性とともに、地域の活性化等地域社会への貢献について配慮されている。	■移転跡地の有効活用によって、市における都市計画公園の更なる整備に寄与する計画である。 ■地域の防災へ貢献するため、災害時の一時避難場所としての機能を確保する計画である。 ⇒地域社会に配慮した計画であり、地域性の効果が期待できる。
環境 保全性	環境 保全性	官庁施設の環境保全性基準に基づき、環境保全性の水準を満たしている。	■建築環境総合評価システム(CASBEE)による建築物の環境効率(BEE値)≥1.5の計画である。(雨水利用設備による水資源の有効活用) ■BEI(Building Energy Index)≤0.9の計画である。 (事務室等への照明制御の導入による省エネ化、太陽光発電による自然エネルギーの有効活用、高性能ガラスの採用) ⇒環境負荷の低減等に配慮した計画であり、環境保全性の効果が期待できる。
	木材利 用促進	公共建築物における木材の利用の促進のための計画に基づき、木造化、内装等の木質化が図られている。	■国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分の内装の木質化を図る計画である。 ⇒木材利用に配慮した計画であり、木材利用促進の効果が期待できる。
機能性	ユニバー サル デザイン	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準に基づき、不特定かつ多数の人が利用する施設については、建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。	■建築物移動等円滑化誘導基準に適合する計画である。 ⇒施設の円滑な利用に配慮した計画であり、ユニバーサルデザインの効果が期待できる。
安全性	防災性	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づき、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて災害応急対策活動等のための十分な機能確保が図られている。	■構造体の耐震安全性の目標をⅠ類(地震力に対する各階の必要保有水平耐力の1.5倍相当)とする計画である。 ⇒地震等に対する安全性に配慮した計画であり、防災性の効果が期待できる。

2. 事業の必要性等に関する視点(まとめ)

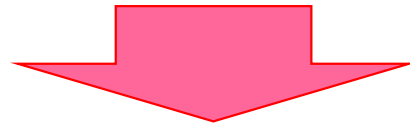
事業計画の必要性	129点 $\geq$ 100点
	令和2年度再評価より評点は下がるが、 基準点以上である
事業計画の合理性	100点 = 100点
	令和2年度再評価時と同等
事業計画の効果	133点 $\geq$ 100点
	令和2年度再評価より評点は上がる



上記3つの観点において評価基準以上であり
妥当性を確認

3. 対応方針(原案)

前回評価時と同様に
事業の必要性・合理性・効果において
妥当性が確認された。



以上より、事業継続が妥当である。